

促進します。

また、家庭料理や行事食、郷土料理などが伝承されるよう、関係団体における研修会の開催や様々な食材を使った調理技術を高める体験の場の提供等の取組を促進します。

併せて、栄養教諭等と連携し、学校での給食試食会等を通じて、家庭での望ましい食生活の実践に向けて、保護者への普及啓発に取り組みます。

なお、関係団体等が行う食育活動の中で、望ましい食生活の啓発が行われるよう、適塩でバランスのよい食事の大切さや超加工食品による健康への影響等、食に関する知識の習得に向けた研修会の開催を促進します。

○生活環境の変化を捉えた食育の推進

高等学校や大学への入学、就職等の節目に、親から自立する若年者が多く、それを機会に朝食欠食や野菜の摂取不足など食生活の乱れが生じやすい傾向にあることから、学校や企業などにおいて、基本的な調理法や主食・主菜・副菜をそろえた望ましい食事等について教育する機会を設けるよう働きかけます。

○簡単な調理方法等の情報発信

仕事や家事・育児に忙しい子育て世帯や料理に慣れていない若い世代などのニーズに合わせて、望ましい食生活を無理なく手軽に実践できるよう、簡単な調理方法やそう菜等を利用したバランスのよい食事の組み合わせなど、市町村や関係団体等と連携し、必要な情報発信に努めます。

○職場を通じた食生活改善に向けた取組の促進

働き盛り世代の望ましい食生活の実践につなげるため、にいがた健康経営推進企業等を通じた情報提供や社員食堂への働きかけ等により、職場での従業員への食生活改善に向けた取組を推進します。

○多様な暮らしに対応した食育の推進

こどもを取り巻く家庭生活の状況が多様化している中、望ましい食生活の実現に向けて、地域で様々な食育の場づくりが進むよう、関係団体等による取組を促進します。

こども食堂等の運営団体は地域のボランティア活動により支えられているため、自主性、自立性を尊重しながら、こどもの生活の質の向上が図られるよう、市町村などと連携しながら、こどもを地域で育てる環境づくりを行うとともに、県民理解の浸透に向けた取組を推進します。



第4章 食育の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
- 2 関係者の役割
- 3 計画の進行管理

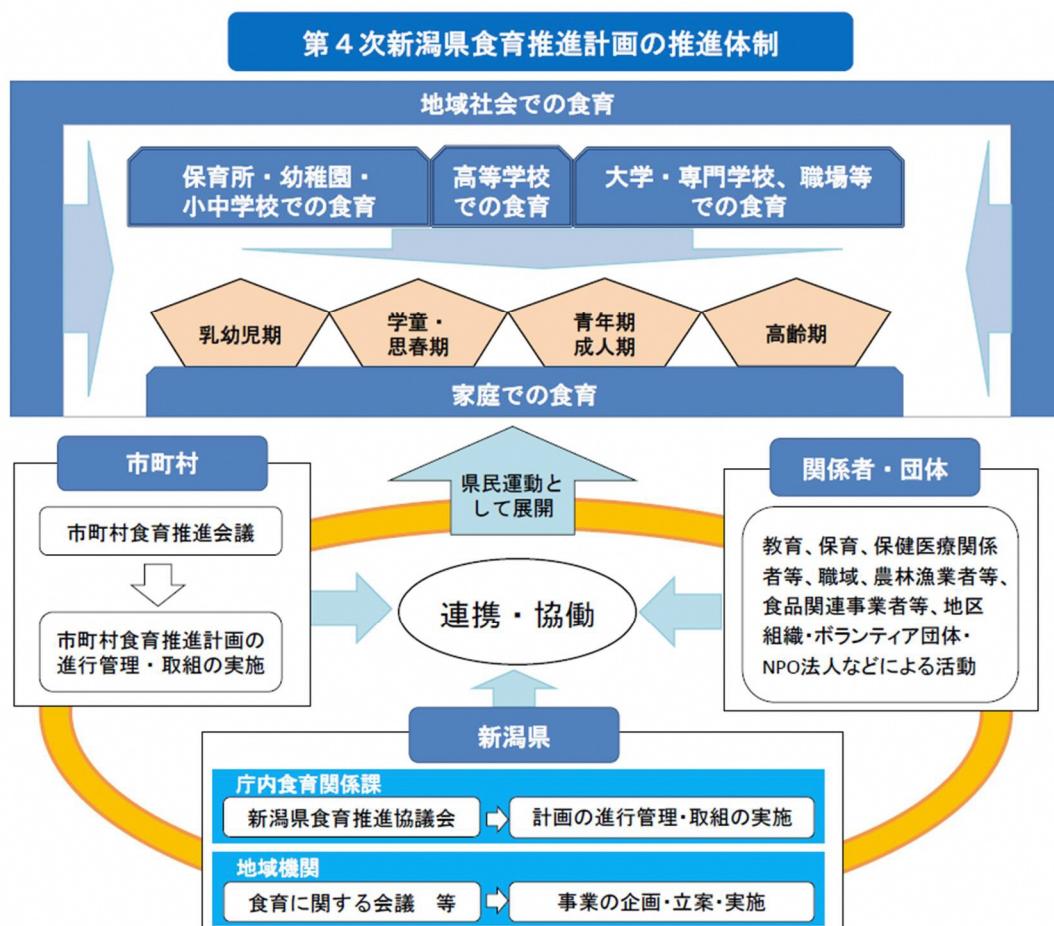
1 計画の推進体制

○ 全県的な推進体制

新潟県食育推進協議会を中心として、本県の食育推進方策を検討するとともに、市町村、関係団体等と連携・協働しながら、本計画に基づく取組を推進していきます。

なお、食育は家庭と地域社会が一体となった活動を推進することで、県民運動として展開していきます。

推進体制のイメージ図は次のとおりです。



2 関係者の役割

食育の推進を実効性のあるものとしていくためには、県民、関係者、行政が協力して、それぞれの役割を果たすことが期待されます。

（1）県の役割

国との連携を図りつつ、第4次新潟県食育推進計画に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市町村や関係団体等と連携・協働し、県民の食生活の実態把握を行い、新潟県食育推進協議会等で現状や課題を共有するなど、関係団体等と一体となった食育の円滑な推進を図ります。

市町村の食育推進計画の進行管理及び取組について支援・助言等を行います。併せて、市町村では創意工夫した食育の取組が実施されていることから、好事例を共有し、市町村事業と連携した取組をより一層推進します。

各地域において、行政、関係団体等で構成する会議等を開催し、地域の実情に応じた食育推進活動を展開するため、情報共有を図るとともに関係団体等との連携強化に努めます。

あらゆる場面での食育の取組が展開されるよう、研修会等を通じて、食育推進に携わる人材の育成を推進します。

（2）市町村の役割

市町村食育推進計画に基づき、地域の特性を生かした自主的な施策を策定、かつ、実施し進行管理をしながら、地域における食育の円滑な推進に努めることが期待されます。

（3）教育関係者の役割

教育並びに保育に関する職務の従事者及び関係者は、指導計画等に基づく体系的、継続的な食に関する指導を行うことにより、子どもが健全な食生活を実践し、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育んでいくための基礎を培うことが求められます。

また、家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが期待されます。

①保育所等

保育所等では食に関する指導計画や効果的な指導媒体を作成し、計画的で分かりやすい食の指導の取組を推進します。

また、家庭からの食に関する相談や、食についての情報提供を行い、こども

が健康な食生活を営めるよう支援することが期待されます。

②小中学校

小中学校では、学校給食における実践的な指導をはじめ、学級活動、体育（保健体育）、家庭（技術・家庭）、その他関連する教科等、学校の教育活動全体を通じて食育を推進します。そのために、食に関する指導の全体計画、年間指導計画の作成・改善を進め、栄養教諭を中心とした教職員が連携・協力して取り組みます。

なお、家庭と連携するとともに、必要に応じて、PTA等の関係団体や専門家等の協力を得ながら取り組むことが期待されます。

③高等学校

高等学校における食育の推進は、保健体育科、家庭科、特別活動等を中心に学校の教育活動全体を通して行います。

特に家庭科では、栄養、食品、調理及び食品衛生などについて、科学的に理解させるとともに、食文化への関心を深め、必要な知識と技能を習得し、環境に配慮した健康で安全な食生活を営むための知識と技能を身に付けられるような取組が期待されます。

④専門学校・大学

専門学校・大学における食育の推進は、入学時のオリエンテーションや健康診断等の節目の行事を中心に実施し、学生の健全な食の自立を促すことが期待されます。

（4）保健医療関係者等の役割

保健及び医療に関する職務の従事者や、それらの関係機関及び関係団体は、あらゆる機会や場所を活用して、他の関係団体等とも連携しながら、積極的に食育を推進することが期待されます。

（5）職域の役割

事業所等は従業員に対して、望ましい食生活等について積極的に普及啓発や環境づくりを行うなどの食育の取組を推進することが期待されます。

（6）農林漁業者等の役割

農林漁業者及びその関係団体は、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、情報発信するとともに、教育関係者等と連携して食育活動を行うことが期待されます。

(7) 食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者等は、日常の業務を通して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、国や県、市町村が実施する食育に関する施策や活動を共に推進することが期待されます。

(8) 地区組織・ボランティア団体・NPO 法人の役割

地域住民の生活に密着した活動を行っている食生活改善推進委員協議会等の地区組織、ボランティア団体及びNPO 法人は、日頃から多くの住民と密接に関わっているため、住民へのきめ細かい食育活動を行うことが期待されます。

(9) 県民の役割

県民は、家庭、学校、保育所、地域等において、基本理念に沿って、生涯にわたる望ましい食生活の実現に自ら努めるとともに、食育推進に寄与することが期待されます。

3 計画の進行管理

(1) 進捗状況の把握

計画の進捗状況を客観的に把握するため、指標について、原則として毎年実績を把握します。

「県民健康・栄養実態調査」等により、県民の健康や食生活等の状況を把握・分析し、食育の進捗管理を行います。また、必要に応じて関係団体等と連携・協働し、より実態を反映した調査を実施し、実態の把握に努めます。

(2) 進行管理の方法

計画の進行管理を毎年行い、新潟県食育推進協議会で報告を行うとともに意見を伺います。